

(第二類 第九号)

第百二十二回国会
衆議院

国際平和協力等に関する特別委員会議録 第二号

(一一)

平成三年十一月十五日(金曜日)

午後一時一分開議

出席委員

委員長 林 義郎君

理事 大島 理森君

理事 中川 昭一君

理事 与謝野 馨君

理事 上原 康助君

理事 串原 義直君

理事 逢沢 一郎君

理事 伊吹 文明君

理事 小澤 潔君

理事 小林 興起君

理事 斎藤斗志二君

理事 中谷 元君

理事 西田 司君

理事 増田 敏男君

理事 松浦 昭君

理事 光武 顯君

理事 秋葉 忠利君

理事 北川 昌典君

理事 沢藤礼次郎君

理事 元信 堯君

理事 東 祥三君

理事 山口那津男君

理事 古堅 実吉君

理事 檜崎弥之助君

委員外の出席者

国際平和協力等
に関する特別委
員会調査室長

石田 俊昭君

委員の異動

十一月六日

辞任

補欠選任

大石 正光君

山口 敏夫君

第二類第九号

国際平和協力等に関する特別委員会議録第二号 平成三年十一月十五日

鴻池 祥肇君
園田 博之君
松田 岩夫君
村井 仁君
村上誠一郎君
北川 正恭君
高橋 一郎君
中村喜四郎君

同日

補欠選任

今津 寛君

高村 正彦君

高橋 一郎君

武村 正義君

谷垣 慎一君

中村喜四郎君

村上誠一郎君

山口 敏夫君

同日

補欠選任

梶山 静六君

西田 司君

同日

補欠選任

石川 要三君

衛藤 晟一君

岡田 克也君

福田 康夫君

伊東 秀子君

小澤 克介君

同日

補欠選任

狩野 勝君

小林 興起君

増田 敏男君

村田 吉隆君

北川 昌典君

佐々木秀典君

伊東 秀子君

同日

補欠選任

狩野 勝君

小林 興起君

増田 敏男君

村田 吉隆君

北川 昌典君

佐々木秀典君

の補欠として金子原二郎君が理事に当選した。
同日
理事岡田利春君同日理事辞任につき、その補欠として石橋大吉君が理事に当選した。

金子原二郎君 及び 石橋 大吉君
を指名いたします。

本日会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

公聴会開会承認要求に関する件

委員派遣承認申請に関する件

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(内閣提出、第百二十一回国会閣法第五号)

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二十一回国会閣法第六号)

○林委員長 これより会議を開きます。

この際、理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事岡田利春君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任による欠員のほか、谷垣慎一君の委員辞任に伴い、現在理事が二名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 次に、委員派遣承認申請に関する件についてお諮りいたします。

両案につきまして、審査の参考に資するため、委員を派遣したいと存じます。

つきましては、議長に対し、委員派遣承認の申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、派遣地、派遣の日時、派遣委員の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回、来る十八日月曜日正午理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四分散会

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 國際平和協力本部(第四条・第五条)

第三章 國際平和協力業務(第六条―第二十四条)

第四章 物資協力(第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条・第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、國際連合平和維持活動及び人道的な國際救援活動に対し適切かつ迅速な協力をを行うため、國際平和協力業務実施計画及び國際平和協力業務実施要領の策定手続、國際平和協力隊の設置等について定めることにより、國際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が國際連合を中心とした國際平和のための努力に積極的に関与することを目的とする。

(國際連合平和維持活動及び人道的な國際救援活動に対する協力の基本原則)

第二条 政府は、この法律に基づく國際平和協力業務の実施、物資協力、これらについての国以外の者の協力等(以下「國際平和協力業務の実施等」という。)を適切に組み合わせるとともに、國際平和協力業務の実施等に携わる者の創意と知見を活用することにより、國際連合平和維持活動及び人道的な國際救援活動に効果的に協力するものとする。

2 國際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

3 内閣総理大臣は、國際平和協力業務の実施等に当たり、國際平和協力業務実施計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

4 關係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、國際平和協力業務の実施等に関し、國際平和協力本部長に協力するものとする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 國際連合平和維持活動 國際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して國際の平和及び安全を維持するために國際連合の統括の下に行われる活動であって、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合(武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合)に、國際連合事務総長(以下「事務総長」という。)の要請に基づき参加する二以上の国及び國際連合によって、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいう。

二 人道的な國際救援活動 國際連合の総会、安全保障理事会若しくは經濟社会理事会が行う決議又は別表に掲げる國際機関が行う要請に基づき、國際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争(以下単に「紛争」という。)によって被害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者(以下「被災民」という。)の救援のために又は紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であって、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、國際連合その他の國際機関又は國際連合加盟国その他の国(第四号において「國際連合等」という。)によって実施されるもの(國際連合平和維持活動として実施される活動を除く)をいう。

三 國際平和協力業務 國際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの及び人道的な國際救援活動のために実施される業務で次のヌからレまでに掲げるもの(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。)であって、海外で行われるものをいう。

イ 武力紛争の停止の遵守状況の監視又は紛争当事者間で合意された軍隊の再配置若しくは撤退若しくは武装解除の履行の監視

ロ 緩衝地帯その他の武力紛争の発生を防止のために設けられた地域における駐留及び巡回

ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器(武器の部品を含む。ニにおいて同じ。)の搬入又は搬出の有無の検査又は確認

ニ 放棄された武器の収集、保管又は処分

ホ 紛争当事者が行う停戦線その他これに類する境界線の設定の援助

ヘ 紛争当事者間の捕虜の交換の援助

ト 議会の議員の選挙、住民投票その他これらに類する選挙若しくは投票の公正な執行の監視又はこれらの管理

チ 警察行政事務に関する助言若しくは指導

リ 又は警察行政事務の監視

リ チに掲げるもののほか、行政事務に関する助言又は指導

ヌ 医療(防疫上の措置を含む。)

ル 被災民の捜索若しくは救出又は帰還の援助

ヲ 被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布

ワ 被災民を収容するための施設又は設備の設置

カ 紛争によって被害を受けた施設又は設備であって被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置

ヨ 紛争によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置

タ イからヨまでに掲げるもののほか、輸送、保管(備蓄を含む。)、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

レ イからタまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

四 物資協力 國際連合平和維持活動又は人道

的な国際救援活動を行っている国際連合等に
対して、その活動に必要な物品を無償又は時
価よりも低い対価で譲渡することをいう。

五 海外 我が国以外の領域（公海を含む。）を
いう。

六 派遣先国 国際平和協力業務が行われる外
国（公海を除く。）をいう。

七 関係行政機関 国家行政組織法（昭和二十
三年法律第百二十号）第三条第二項に規定す
る国の行政機関及び同法第八条の三に規定す
る特別の機関で、政令で定めるものをいう。

第二章 国際平和協力本部
（設置及び所掌事務）
第四条 総理府に、国際平和協力本部（以下「本
部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 国際平和協力業務実施計画（以下「実施計
画」という。）の案の作成に関すること。

二 国際平和協力業務実施要領（以下「実施要
領」という。）の作成又は変更に関すること。

三 前号の変更を適正に行うための、派遣先国
において実施される必要のある国際平和協力
業務の具体的内容を把握するための調査、実
施した国際平和協力業務の効果の測定及び分
析並びに派遣先国における国際連合の職員そ
の他の者との連絡に関すること。

四 国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）の
運用に関すること。

五 国際平和協力業務の実施のための関係行政
機関への要請、輸送の委託及び国以外の者に
対する協力の要請に関すること。

六 物資協力に関すること。

七 国際平和協力業務の実施等に関する調査
（第三号に掲げるものを除く。）及び知識の普
及に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、法令の規定に
より本部に属させられた事務

（組織）
第五条 本部の長は、国際平和協力本部長（以下

第二類第九号 国際平和協力等に関する特別委員会議録第二号 平成三年十一月十五日

「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって
充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員
を指揮監督する。

3 本部に、国際平和協力副本部長（次項におい
て「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官を
もって充てる。

4 副本部長は、本部長の職務を助ける。

5 本部に、国際平和協力本部長（以下この条に
おいて「本部長」という。）を置く。

6 本部長は、内閣法（昭和二十二年法律第五
号）第九条の規定によりあらかじめ指定された
閣務大臣及び関係行政機関の長のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

7 本部長は、本部長に対し、本部の事務に関し
意見を述べることができる。

8 本部に、政令で定めるところにより、実施計
画ごとに、期間を定めて、自ら国際平和協力業
務を行うとともに海外において前条第二項第三
号に掲げる事務を行う組織として、協力隊を置
くことができる。

9 本部に、本部の事務（協力隊の行うものを除
く。）を処理させるため、事務局を置く。

10 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

11 事務局は、本部長の命を受け、局務を掌理
する。

12 前各項に定めるもののほか、本部の組織に関
し必要な事項は、政令で定める。

第三章 国際平和協力業務
（実施計画）
第六条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和
協力業務を実施することが適当であると認める
場合であつて、次に掲げる同意があるときは、
国際平和協力業務を実施すること及び実施計画
の案につき閣議の決定を求めなければならない。
一 国際連合平和維持活動のために実施する国
際平和協力業務については、紛争当事者及び
当該活動が行われる地域の属する国の当該業

務の実施についての同意
二 人道的な国際救援活動のために実施する国
際平和協力業務については、当該活動が行わ
れる地域の属する国の当該業務の実施につい
ての同意

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとす
る。
一 当該国際平和協力業務の実施に関する基本
方針
二 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務
の実施に関する次に掲げる事項
イ 実施すべき国際平和協力業務の種類及び
内容
ロ 派遣先国及び国際平和協力業務を行うべ
き期間
ハ 協力隊の規模及び構成並びに装備
ニ 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて当
該国際平和協力業務を行う場合における次
に掲げる事項
（一）海上保安庁の船舶又は航空機を用いて
行う国際平和協力業務の種類及び内容
（二）国際平和協力業務を行う海上保安庁の
職員の規模及び構成並びに装備
ホ 自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年
法律第百六十五号）第八条に規定する部隊
等をいう。以下同じ。）が当該国際平和協力
業務を行う場合における次に掲げる事項
（一）自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業
務の種類及び内容
（二）国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊
等の規模及び構成並びに装備
ヘ 第二十条第一項の規定に基づき海上保安
庁長官又は防衛庁長官に委託することがで
きる輸送の範囲
ト 関係行政機関の協力に関する重要事項
チ その他当該国際平和協力業務の実施に関
する重要事項
外務大臣は、国際平和協力業務を実施するこ
とが適当であると認めるときは、内閣総理大臣

3 外務大臣は、国際平和協力業務を実施するこ
とが適当であると認めるときは、内閣総理大臣

に對し、第一項の閣議の決定を求めるよう要請
することができる。

4 第二項第二号に掲げる装備は、第二条第二項
並びに第三条第一号及び第二号の規定の趣旨に
照らし、この章の規定を実施するのに必要な範
囲内で実施計画に定めるものとする。この場合
において、国際連合平和維持活動のために実施
する国際平和協力業務に係る装備は、事務局長
が必要と認める限度で定めるものとする。

5 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われ
る国際平和協力業務は、第三条第三号トからタ
までに掲げる業務又はこれらの業務に類するも
のとして同号レの政令で定める業務であつて、
海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第
二十五条の趣旨にかんがみ海上保安庁の船舶又
は航空機を用いて行うことが適当であると認め
られるもののうちから、海上保安庁の任務遂行
に支障を生じない限度において、実施計画に定
めるものとする。

6 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、
第三条第三号イからヘまでに掲げる業務、同号
又からタまでに掲げる業務又はこれらの業務に
類するものとして同号レの政令で定める業務で
あつて自衛隊の部隊等が行うことが適当である
と認められるもののうちから、自衛隊の任務遂
行に支障を生じない限度において、実施計画に
定めるものとする。

7 第一項（各号を除く。）及び第三項の規定は、
実施計画の変更（次に掲げる場合に行うべき国
際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の
終了に係る変更を含む。）について準用する。こ
の場合において、第一項中「適当であると認め
る場合であつて、次に掲げる同意があるとき」
とあり、及び第三項中「適当であると認めると
き」とあるのは、「必要であると認めるとき、
又は適当であると認めるとき」と読み替へるも
のとする。

一 国際連合平和維持活動のために実施する国
際平和協力業務については、第三条第一号に

三

規定する合意若しくは同意若しくは第一項第一号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる場合

二 人道的な國際救援活動のために実施する國際平和協力業務については、第三条第二号に規定する同意若しくは合意又は第一項第二号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合

(国会に対する報告)

第七号 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 実施計画の決定又は変更があったとき 当該決定又は変更に係る実施計画の内容

二 実施計画に定める國際平和協力業務が終了したとき 当該國際平和協力業務の実施の結果

三 実施計画に定める國際平和協力業務を行う期間に係る変更があったとき 当該変更前の期間における当該國際平和協力業務の実施の状況

(実施要領)

第八号 本部長は、実施計画に従い、國際平和協力業務を実施するため、次の第一号から第五号までに掲げる事項についての具体的内容並びに第六号及び第七号に掲げる事項を定める実施要領を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとする。

一 当該國際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

二 前号に掲げる地域及び期間ごとの当該國際平和協力業務の種類及び内容

三 第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該國際平和協力業務の実施の方法(当該國際平和協力業務に使用される装備に関する事項を含む)。

四 第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該國

際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

五 派遣先國の關係当局及び住民との關係に関する事項

六 第六号第七項各号に掲げる場合において國際平和協力業務に従事する者が行うべき國際平和協力業務の中断に関する事項

七 その他本部長が当該國際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

八 実施要領の作成及び変更は、國際連合平和維持活動として実施される國際平和協力業務に関しては、前項第六号に掲げる事項に關し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長又は派遣先國において事務総長の権限を行使する者が行う指図に適合するように行うものとする。

九 本部長は、必要と認めるときは、その指定する協力隊の隊員に對し、実施要領の作成又は変更に関する権限の一部を委任することができ

(國際平和協力業務等の実施)

第九号 協力隊は、実施計画及び実施要領に従い、國際平和協力業務を行う。

二 協力隊の隊員は、第二項第一項の規定の趣旨にかんがみ、第四号第二項第三号に掲げる事務に従事するに当たり、國際平和協力業務が行われる現地の状況の変化に應じ、同号の事務が適切に実施される上で有益であると思われる情報及び資料の収集に積極的に努めるものとする。

三 海上保安庁長官は、実施計画に定められた第六号第五項の國際平和協力業務について本部長から要請があった場合には、実施計画及び実施要領に従い、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、当該船舶又は航空機を用いて國際平和協力業務を行わせることができる。

四 防衛庁長官は、実施計画に定められた第六号第六項の國際平和協力業務について本部長から要請があった場合には、実施計画及び実施要領に従い、自衛隊の部隊等に國際平和協力業務を行わせることができる。

五 前二項の規定に基づいて國際平和協力業務が実施される場合には、第三項の海上保安庁の職員又は前項の自衛隊の部隊等に所屬する自衛隊員(自衛隊法第二條第五項に規定する隊員をいう。以下同じ)は、それぞれ、実施計画及び実施要領に従い、当該國際平和協力業務に従事するものとする

六 第四項の規定に基づいて自衛隊の部隊等に國際平和協力業務を行わせる場合における本部長と防衛庁長官との關係に関する事項については、この法律に定めるところによるほか、内閣総理大臣が決する。

七 協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。

八 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、國際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

(協力隊の隊員の任免)

第十号 本部長は、協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の任免を行う。

(隊員の採用)

第十一号 本部長は、第三号第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る國際平和協力業務に従事させるため、当該國際平和協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

二 本部長は、前項の規定による採用に当たり、關係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。

(關係行政機関の職員の協力隊への派遣)

第十二号 本部長は、關係行政機関の長に對し、実施計画に従い、國際平和協力業務であつて協力隊が行うものを実施するため必要な技術、能力等を有する職員(國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第一條第三項各号(第十六号を除く)に掲げる者を除く)を協力隊に派遣する

よう要請することができる。ただし、第三條第三号イからヘまでに掲げる業務及びこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る國際平和協力業務については、自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできない。

二 關係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該當する職員を期間を定めて協力隊に派遣するものとする。

三 前項の規定により派遣された職員のうち自衛隊員以外の者は、従前の官職を保有したまま、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとする。

四 第二項の規定により派遣された自衛隊員は、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなるものとする。

五 第三項の規定により従前の官職を保有したまま隊員に任用される者又は前項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有する者は、本部長の指揮監督の下に國際平和協力業務に従事する。

六 本部長は、第二項の規定に基づき防衛庁長官により派遣された隊員(以下この条において「自衛隊派遣隊員」という。)についてその派遣の必要がなくなった場合その他政令で定める場合には、当該自衛隊派遣隊員の隊員としての身分を失わせるものとする。この場合には、当該自衛隊員は、自衛隊に復帰するものとする。

七 自衛隊派遣隊員は、自衛隊員の身分を失ったときは、同時に隊員の身分を失うものとする。

八 第四項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなる者に対する給与等(第十六條に規定する國際平和協力手当以外の給与、災害補償及び退職手当並びに共済組合の制度をいう。)に関する法令の適用については、その者は、自衛隊のみに所屬するものとみなす。

九 第四項から前項までに定めるもののほか、同

項に規定する者の身分取扱いに關し必要な事項は、政令で定める。

第十三条 海上保安庁長官は、第九条第三項の規定に基づき同項の海上保安庁の職員に國際平和協力業務を行わせるときは、当該職員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された海上保安庁の職員は、従前の官職を保有したまま当該期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員として第四條第二項第三号に掲げる事務に従事する。

2 防衛庁長官は、第九条第四項の規定に基づき自衛隊の部隊等に國際平和協力業務を行わせるときは、当該自衛隊の部隊等に所屬する自衛隊員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された自衛隊員は、当該期間を任期として隊員に任用され、自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなるものとし、隊員として第四條第二項第三号に掲げる事務に従事する。

3 前項に定めるもののほか、同項の規定により自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなる者の身分取扱については、前條第六項から第九項までの規定を準用する。

(國家公務員法の適用除外)

第十四條 第十一條第一項の規定により採用される隊員については、隊員になる前に、國家公務員法第三十三條第一項に規定する官利企業(以下この條において「官利企業」という。)を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員(以下この條において「役員等」という。)の職に就き、若しくは自ら官利企業を営み、又は報酬を得て、官利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行っていた場合においても、同項及び同法第一百四條の規定は、適用しない。

(研修)

第十五條 隊員は、本部長の定めるところにより行われる國際平和協力業務の適切かつ効果的な実施のための研修を受けなければならない。

(國際平和協力手当)

第十六條 國際平和協力業務に従事する者には、國際平和協力業務が行われる派遣先國の勤務環境及び國際平和協力業務の特質にかんがみ、國際平和協力手当を支給することができる。

2 前項の國際平和協力手当に關し必要な事項は、政令で定める。

3 内閣總理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聴かなければならない。

(服制等)

第十七條 隊員の服制は、政令で定める。

2 隊員には、政令で定めるところにより、その職務遂行上必要な被服を支給し、又は貸与することができる。

(國際平和協力業務に従事する者の總數の上限)

第十八條 國際平和協力業務に従事する者の總數は、二千人を超えないものとする。

(隊員の定員)

第十九條 隊員の定員は、実施計画に従って行われる國際平和協力業務の実施に必要な定員で個々の協力隊ごとに政令で定めるものとする。

(輸送の委託)

第二十條 本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛庁長官に対し、第三條第三号に規定する國際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同号又からヨまで規定する國際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による物品の輸送(派遣先國の国内の地域間及び一の派遣先國と隣接する他の派遣先國との間で行われる被災民の輸送又は物品の輸送を除く。)を委託することができる。

2 海上保安庁長官又は防衛庁長官は、前項の規定による委託があつた場合には、海上保安庁又は自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。

(關係行政機關の協力)

第二十一條 本部長は、協力隊が行う國際平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、關係行政機關の長に対し、その所管に屬する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 關係行政機關の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

(小型武器の保有及び貸与)

第二十二條 本部は、隊員の安全保持のために必要な政令で定める種類的小型武器を保有することができる。

第二十三條 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先國において行う國際平和協力業務に隊員を従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要と認める場合には、当該隊員が派遣先國に滞在する間、前條の小型武器であつて第六條第二項第二号ハ及び第四項の規定により実施計画に定める裝備であるものを当該隊員に貸与することができる。

2 小型武器を管理する責任を有する者として本部の職員のうちから本部長により指定された者は、前項の規定により隊員に貸与するため、小型武器を保管することができる。

3 小型武器の貸与の基準、管理等に關し必要な事項は、政令で定める。

(武器の使用)

第二十四條 前條第一項の規定により小型武器の貸与を受け、派遣先國において國際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができる。

2 第九條第五項の規定により派遣先國において國際平和協力業務に従事する海上保安官又は海上保安官補(以下この條において「海上保安官等」という。)は、自己又は自己と共に現場に所在する他の海上保安官の職員若しくは隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六條第二項第二号ニ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める裝備である第二十二條の政令で定める種類的小型武器で、当該海上保安官等が携帯するものを使用することができる。

3 第九條第五項の規定により派遣先國において國際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくは隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六條第二項第二号ニ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める裝備である第二十二條の政令で定める種類的小型武器で、当該自衛官等が携帯するものを使用することができる。

4 前三項の規定による小型武器又は武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六條又は第三十七條の規定に該當する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

5 海上保安庁法第二十條の規定は、第九條第五項の規定により派遣先國において國際平和協力業務に従事する海上保安官等については、適用しない。

6 自衛隊法第九十五條の規定は、第九條第五項の規定により派遣先國において國際平和協力業務に従事する自衛官については、適用しない。

7 自衛隊法第九十六條第三項の規定は、第九條第五項の規定により派遣先國において國際平和協力業務に従事する自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に關しては適用しない。

8 第一項の規定は第八條第一項第六号に規定する國際平和協力業務の中断(以下この項において「業務の中断」という。)がある場合における当該國際平和協力業務に係る隊員について、第二

項及び第五項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る海上保安官等について、第三項、第六項及び前項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る自衛官について、第四項の規定はこの項において準用する第一項から第三項までの規定による小型武器又は武器の使用について準用する。

第四章 物資協力

(物資協力)

第二十五条 政府は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力をを行うことができる。

2 内閣総理大臣は、物資協力につき閣議の決定を求めなければならない。

3 外務大臣は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めるよう要請することができる。

4 本部長は、物資協力のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えを要請することができる。

5 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する物品の管理換えを行うものとする。

第五章 雑則

(民間の協力等)

第二十六条 本部長は、第三章の規定による措置によつては国際平和協力業務を十分に実施することができないと認めるとき、又は物資協力に關し必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 政府は、前項の規定により協力を求められた国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに

に、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に關し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二十七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(海上保安庁法の一部改正)

第二条 海上保安庁法の一部を次のように改正する。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 共助等

第三十條 第二十八條の次に次の一條を加える。

第二十八條の二 海上保安庁長官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に關する法律(平成三年法律第 号)の定めるところにより、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、その船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、国際平和協力業務を行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを実施させることができる。

(総理府設置法の一部改正)
第三十條 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七條)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四條」を「第十五條」に、「第十五條・第十六條」を「第十六條・第十七條」に、「第十七條」を「第十八條」に改める。

第四章中第十七條を第十八條とし、第三章中第十六條を第十七條とし、第十五條を第十六條とし、第二章第二節中第十四條の次に次の一條を加える。

(国際平和協力本部)

第十五條 本府に、国際平和協力本部を置く。

2 国際平和協力本部の組織及び所掌事務については、国際連合平和維持活動等に対する協力に關する法律(平成三年法律第 号)の定めるところによる。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第四條 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一號)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「及び産業教育手当」を「産業教育手当及び国際平和協力手当」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)
第五條 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六號)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「寒冷地手当」を「寒冷地手当及び国際平和協力手当」に改める。

(自衛隊法の一部改正)
第六條 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第六條の六の次に次の一條を加える。

(国際平和協力業務の実施等)
第六條の七 長官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に關する法律(平成三年法律第 号)の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、部隊等に国際平和協力業務を行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを実施することができる。

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)
第七條 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三號)の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一を加える。

五 国際平和協力隊の隊員

別表(第三條關係)

一 国際連合
二 国際連合の総会によつて設立された機関又

は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの

イ 国際連合災害救済調整官事務所

ロ 国際連合難民高等弁務官事務所

ハ 国際連合パレスチナ難民救済事業機関

ニ 国際連合児童基金

ホ 国際連合ボランティア計画

ヘ 国際連合開発計画

ト 国際連合環境計画

チ 世界食糧計画

リ 国際連合食糧農業機関

ヌ 世界保健機関

三 国際移住機関

理由

我が国として国際連合平和維持活動及び国際連合が行う決議又は人道的活動に従事する国際機関からの要請を受けて行われる人道的な国際救援活動に適切かつ迅速に協力するため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資面での支援を行うための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際緊急援助隊の派遣に關する法律の一部を改正する法律案
国際緊急援助隊の派遣に關する法律の一部を改正する法律

国際緊急援助隊の派遣に關する法律(昭和六十二年法律第九十三號)の一部を次のように改正する。

第三條に次の二項を加える。

2 外務大臣は、前項の協議を行った場合において、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五號)第八條に規定する部隊等による次に掲げる活動につき協力を求めるため、防

衛庁長官と協議を行う。

一 国際緊急援助活動

二 国際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の海外の地域への輸送

3 前項の規定は、海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う同項第二号に規定する活動について準用する。この場合において、同項中「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八条に規定する部隊等による次に掲げる活動」とあるのは「海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う第二号に掲げる活動」と、「防衛庁長官」とあるのは「海上保安庁長官」と読み替えるものとする。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項(海上保安庁長官にあつては、同項又は同条第三項において準用する同条第二項)」に改め、「国際緊急援助活動」の下に「(海上保安庁の職員にあつては、同条第三項において読み替えられた同条第二項に規定する活動を含む。)」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前条」を「前条第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛庁長官は、前条第二項の協議に基づき、同項に規定する部隊等に同項各号に掲げる活動を行わせることができる。

第五条第二項中「第三号」を「第三号第一項又は第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)」に改める。

第七条中「含む」を「含むものとし、第三号第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)」に規定する活動のうち同条第二項第二号に該当するものに係るものを除く」に改める。

別表中「警察庁」を「警察庁」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第百条の五の次に次の一条を加える。

(国際緊急援助活動等)

第百条の六 長官は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、隊員又は部隊等に同法第三条第二項各号に掲げる活動を行わせることができる。

理 由

我が国として国際緊急援助活動の一層の充実を図るため、自衛隊の部隊等に国際緊急援助活動を行わせることができるようにするとともに、国際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な物資を自衛隊の部隊等により及び海上保安庁の船舶又は航空機を用いて輸送することができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三年十一月十九日印刷

平成三年十一月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局